

第1章 PFIの概要

PFIは、1992年¹に英国において新しい公共調達の手法として誕生し、その行財政改革に重要な役割を果たしてきた。

我が国では、平成11(1999)年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。)の施行を契機に、その導入が開始された。

本章では、PFIの基本的な考え方、事業スキーム、制度、支援措置等の概要について整理する。

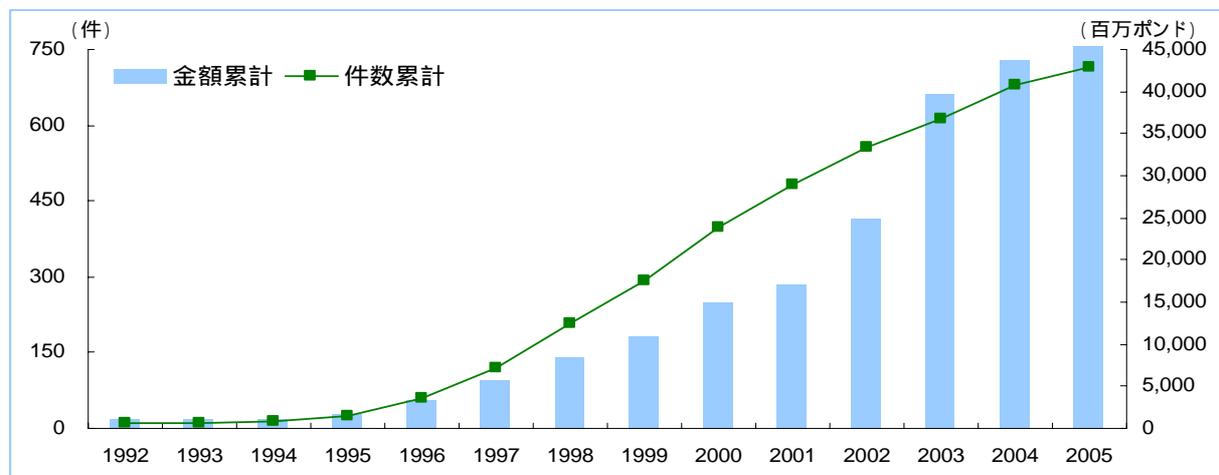
1-1 PFI導入の経緯

PFIは、英国において新しい公共調達の手法として誕生した。英国においては、1970年代後半に保守党のサッチャー政権が発足して以来、従来公共部門が担い手とされていた事業の民営化を図る等、「英国病」の克服、小さな政府の実現に向けて様々な施策がとられていた。

さらに、PFIが導入された1992年当時、英国は「欧州連合条約」(マーストリヒト条約)における通貨統合参加基準を満たすため、単年度の財政赤字を削減する必要にも迫られていた。このような環境のもと、保守党政権は、公共投資の水準維持と単年度の財政赤字の削減の両立を図るためにPFIの導入を積極的に推進したとされている。

その後、1997年の政権交代後の労働党政権でもPFIは引き継がれ、入札手続きの簡素化、標準契約書の整備等の改善が行われた。さらに、「地方自治(契約)法」が改正され、地方公共団体がPFIの契約主体となることが明確にされた。この前後から、PFI事業は飛躍的に増大している。

図表 1-1-1 英国PFIの事業数推移



(注) 英国財務省の公表データを基に作成。

¹ 1992年11月に下院で当時の財務大臣 Norman Lamont氏によりなされた Autumn Statement で初めて表明された。

我が国では、平成8(1996)年10月に、財政制度審議会財政構造改革特別部会海外調査報告の中で、財政再建の取り組みの一つとして英国のPFIが紹介され、その後、政府や自民党内で活発な検討が行われた。

その結果、我が国では、平成11(1999)年7月にPFI法が議員立法により成立し、同年9月に施行された。8月には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」(以下、「関係省庁連絡会議」という。)第一回会合が開催されるとともに、総理府内政審議室に民間資金等活用事業推進室(以下、「PFI推進室」という。その後、平成13(2001)年の中央省庁再編に合わせ内閣府に移行。)が設置され、同年10月には同法に基づき民間資金等活用事業推進委員会(以下、「PFI推進委員会」という。)が設置された。さらに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)、5つのガイドラインの策定、その後の二度にわたるPFI法の改正を経て、今日に至っている(図表1-1-2)。

図表 1-1-2 PFIに関するこれまでの経緯

平成11(1999)年	7月	PFI法成立
	8月	総理府内政審議室にPFI推進室設置 関係省庁連絡会議設置
	9月	PFI法施行
	10月	PFI推進委員会設置
平成12(2000)年	3月	PFI法第4条に基づき内閣総理大臣が「基本方針」を策定・公表
平成13(2001)年	1月	中央省庁再編(PFI推進室が内閣府に移行) 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」 「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
	7月	「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」
	12月	PFI法改正法成立・施行(一部改正)
平成15(2003)年	6月	「契約に関するガイドライン」 「モニタリングに関するガイドライン」
	6月	「PFI推進委員会中間報告 - PFIのさらなる展開に向けて - 」公表
平成17(2005)年	8月	PFI法改正法成立・施行(一部改正)

1-2 PFIの基本的考え方

ここでは、PFIの基本的考え方として、PFIの目的・効果、PFIの特色及びPFIの対象施設等について解説する。

1-2-1 PFIの目的・効果

PFIの目的は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な社会資本整備を図ることにある。

基本方針では、PFI事業の着実な実施は以下のような成果をもたらすものと期待されるとしている。

国民に対する良好かつ低廉なサービスの提供

民間の資金、経営能力、技術力(ノウハウ)を活用し、官民の適切なリスク分担によって事業全体の効率的なリスク管理を達成するとともに、建設、維持管理、運営を一体的に扱うこと等による事業期間全体を通じた事業コストの削減をはかり、安価で質の高いサービスの提供をはかる。

公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

民間事業者にゆだねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、事業をできる限り民間にゆだねて実施することによって、財政資金の効率的利用と官民の適切なパートナーシップの形成をはかる。

民間の事業機会の創出等による経済構造改革の推進

従来公共が担ってきた事業を民間にゆだねることにより民間の新たな事業機会を創出するとともに、プロジェクトファイナンス等新たな資金調達手法を取り入れることによる市場環境の整備等を通じて、経済構造改革を推進する。

Column-1 PPP (Public - Private Partnership) とは

我が国でいうPFIの手法を含めた官民連携のスキームを、国際的にはPPP(Public-Private Partnership)と呼称することが一般である。

このPPPについては、国際的に一致した定義はないようである。たとえば、EU委員会が平成16(2004)年4月に加盟各国からの意見を把握するために公開したグリーンペーパー²では、PPPについて、以下のように示している。

「PPPという用語はEUレベルでは定義されていない。一般的には、この用語はサービスを提供するインフラの資金供給、建設、更新、運営、維持管理を行う民間と公共の協力の形態をいう。」

また、IMFが平成16(2004)年3月にまとめたPPPに係わる報告書³では、要約以下のとおり示されている。

² 出所：European Commission、April 2004、"Green Paper on Public-Private Partnerships and Community Law on Public Contracts and Concessions"

³ 出所：International Monetary Fund、March 2004、"Public-Private Partnerships"

「1980年代より、英国等を中心に小さな政府が標榜され、従来公的セクターが行ってきた事業につき民営化(Privatization)が進められたが、民営化された後の企業の市場独占的な位置づけをすべての国で規制することに成功したわけではなく、その意味で民営化は全世界的な大きな潮流にはなりえなかった。1990年代に入り、民営化がその初期のモーメントを失いつつある中で登場したのがPPPである。PPPは、民間の資金とそのインフラ投資に係わる民間の経営ノウハウを活用する手法として、いわば民営化の隘路となっていた点に係わる代替案として登場したのである。その一方で初期の民営化と同様、PPP推進の原動力は、経済的、社会的効率を高めることだけではなく、現行の公的会計制度の未整備な点に着目し、このような歳出を公的会計の外枠で実施することを可能とすることにあつた。」

「PPPについて、何が構成要素であり、何が構成要素でないという明確なコンセンサスは無い。しかしながら、PPPについては大きな二つの重要な特徴がある。一つは、リスクを公的セクターから民間セクターに移転することにより、施設整備や運営、維持管理の個別の業務を一括して民間が受託し、民間は公共に対して(個別の業務を行うのではなく)サービスの提供を行うこととしたことにある。もう一つは、民営化やアウトソーシングとの大きな相違であるが、公的セクターと民間セクターが連携して持続的なサービスの提供を行うことである。この意味でいわゆるコンセッションもPPPの一形態である。」

「典型的なPPPは、DBFO(a Design-Build-Finance-Operate scheme: 設計、施工、ファイナンス、運営スキーム)をとる。これは、施設の設計、施工、ファイナンス、運営を行う責任をすべて民間にゆだねることが、サービス提供の効率性の増進につながるという確固たる信念によるものである。また、多くのケースで政府がPPPのもとで提供されるサービスの主要な購入者である。」

英国においては、平成9(1997)年に発足した労働党政権により、PPPという概念が打ち出された。これは、PFIを含むより広い概念としてPPPという概念を打ち出したものである。なお、後ほど触れる英国財務省(HM Treasury)のレポートではPFIという用語が使用されており、英国では依然としてPFIと呼称することが一般のようである。

なお、本アニュアルレポートでは、他国の制度と併せて我が国の制度を論ずる第3章3-2-2では、PPP/PFIという呼称で呼ぶこととする。

1-2-2 PFIの主要な特色

PFIの主要な特色として、(1)一括発注(包括発注)、長期契約と性能発注、(2)「VFM」による評価、(3)官民間での適切な責任及びリスクの分担等が挙げられる。

我が国においては、(1)については、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン、(2)については、VFMに関するガイドライン、(3)については、PFI事業におけるリスク分担に関するガイドラインで、それぞれその留意事項が定められている。

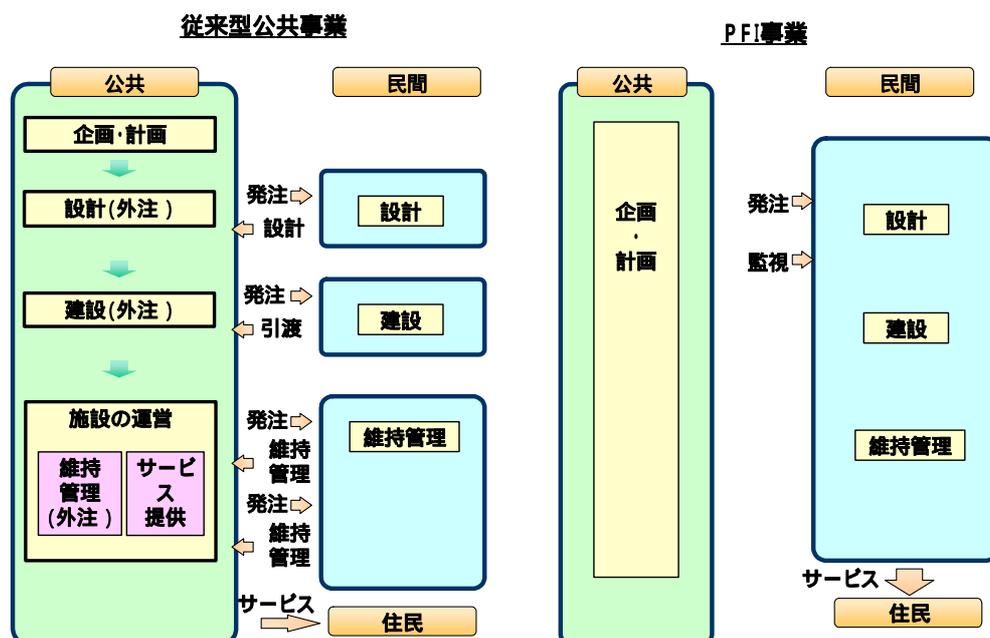
(1) 一括発注(包括発注)、長期契約と性能発注

従来の公共事業では、設計、建設、維持管理、運営の各業務がそれぞれ分離・分割して発注されることが一般的であった。また、これらの業務が複数年度にわたる場合でも、発注は毎年度行われることが一般的であった。これに対し、PFIではこれらの業務が、包括的に、複数年度にわたる長期契約の形態で発注される。

また、従来の公共事業では、発注者である公共部門が策定する詳細な仕様に基づき発注されることが一般的であった。一方、PFI事業では、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるという、いわゆる性能発注の考え方が採られている。

これらにより、PFI事業を実施するために選定された事業者(以下、「選定事業者」という。)が、公共部門から要求された水準の実現のために、複数の業務の相互の関連性や長期の事業期間を視野に入れた創意工夫を図ることが可能となる。さらに、経営能力の活用等による改善努力を行い、効率性を追求することによって、その対価として、高い収益性が得られるというインセンティブが付与される。

図表 | 1-2-1 PFI事業と従来手法の比較



(2) VFM (Value for Money) による評価

PFI の導入にあたっては、「VFM」という概念、すなわち「支払いに対して、最も価値の高いサービスを供給する」という考え方が重視されることとなる。

基本方針においては、特定事業の選定において、特定事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準とするが、その際は VFM があること等を選定の基準とするとされている。具体的には、PFI 事業で行う場合と従来方式で行う場合とを比較し、前者の方が、支払いに対して価値の高いサービスを供給すること等になれば、PFI 事業で行う場合に「VFM」があることになり、選定の基準を満たすこととなる。

Value for Money に関して - VFMに関するガイドラインより -

VFMとは、「支払い(Money)に対して、最も価値の高いサービス(Value)を供給する」という考え方のことである。VFMに関するガイドラインは、VFMの評価に当たり、同一の公共サービス水準の下で評価する場合と、公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合についてそれぞれ考え方を示している。同一の公共サービスの提供水準の下で評価する場合、VFMの評価は、公共部門が自ら実施する場合と、PFIにより実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値の比較により行われる。

公共サービス水準を同一に設定した場合の VFM は、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(PSC:Public Sector Comparator)とPFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(「PFI事業のLCC」(LCC:Life Cycle Cost))を用い、その差額により、または、以下の計算式に基づいて示されることが多い。

$$\text{VFM}(\%) = \frac{\text{PSC} - \text{PFI事業のLCC}}{\text{PSC}} \times 100$$

また、公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。

VFMの評価

VFMの評価は、特定事業の選定時には必ず行われなければならない。その他の段階において行うか否かは、事業実施主体(公共施設等の管理者等)の判断にゆだねられるが、民間事業者の選定においては、選定しようとする民間事業者の事業計画についてVFMがあることを確認することが適当である。

なお、特定事業選定時、民間事業者選定時それぞれにおいては、以下のとおり、行うことが適当としている。

1) 特定事業選定時

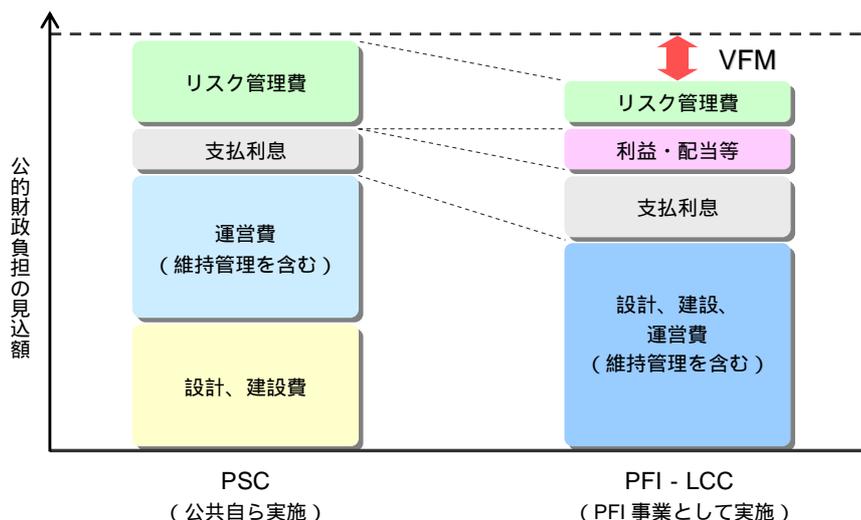
当該事業をPFI事業として行うべきかどうかの選定の基準となる。民間事業者の計画がまだ明らかになっていないことから、公共サービス水準を同一に設定した上でPSCとPFI事業

のLCCをそれぞれ算出し、これらと比較することが基本になる。

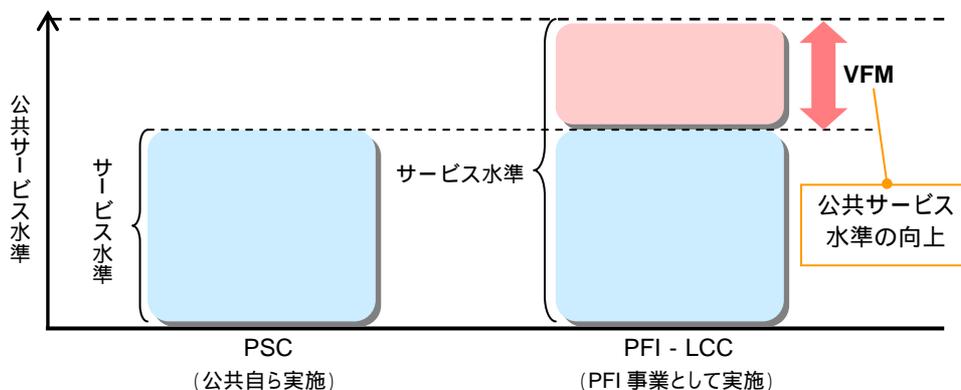
2) 民間事業者選定時

落札者の提案金額をもとに、実際のコスト削減効果を測定するために算定される。民間事業者の計画が具体的に明らかである場合、当該計画の公共サービス水準を評価し、これをVFMの評価に加えることができる。この場合、民間事業者の募集に当たり明示された評価基準により評価する。

同一の公共サービスの提供水準の下で評価する場合



PSCとPFI事業のLCCが等しい前提の下で評価する場合



LCC (ライフサイクルコスト):

設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に係わるすべての費用

現在価値化:

事業期間全体の総費用を割引率で割り引いて現在の価値に置き換えること

割引率:

割引率については、「VFMに関するガイドライン」において、リスクフリーレートを用いることが適当との考え方が示されており、例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法があるとされている。

(3) 官民間での適切な責任及びリスクの分担

事業契約を締結する時点では、事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等、一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出又は事業から得られる収入が影響を受けることがある。リスクとは、事業の実施にあたり、事業契約の締結時ではその影響を正確には想定できない、不確実性のある事由によって損失が発生する可能性のことをいう。

PFI では、「リスクを最もよく管理することのできる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、事業実施主体(公共施設等の管理者等)と選定事業者は、事業契約においてリスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが必要である。

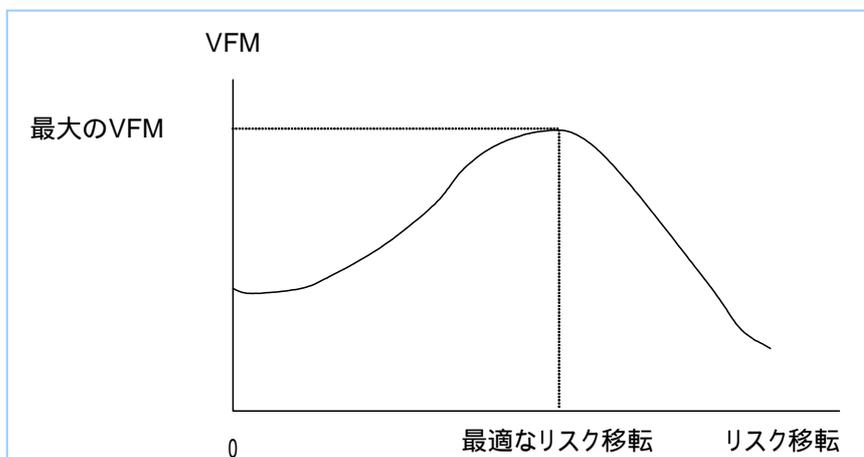
Column-2 官民間でのリスク分担について

英国においても「リスクを最もよく管理することのできる者が当該リスクを負担する。」という考え方は PFI の根本をなす概念とされている。特に、従来、公共施設等の管理者等が負担していたリスクを選定事業者に移転することによって VFM が確保される効果が挙げられる。

例えば、移転されるリスクの 1 つの例として、建設業務における工事遅延リスクが挙げられる。工事遅延に伴い、人件費の増加や借入期間の延長に伴う金利負担の増加等、直接的な費用の増加や、施設の完成遅延により代替的な建物を借りたり、既存の建物を引き続き使ったりするための間接的な費用の増加が発生するが、選定事業者が工事遅延リスクを負担することが事業契約書において定められた場合には、これらの増加費用は原則選定事業者が負担することとなる。

ただし、単にリスクを選定事業者に移転することが、必ずしも VFM の確保に結びつくとは限らないことに留意が必要である。選定事業者が負担することが困難なリスクを負担することとなった場合、これによりサービス購入料に上乘せされる分は過大となり、VFM を悪化させることとなる。英国財務省のガイダンスでも、下図が示され、「VFM は、適切なリスクを移転することによって改善される。」と説明されている。

最適なリスク移転と VFM



(出所 TREASURY TASK-FORCE、November 1997“ Partnerships for Prosperity The Private Finance Initiative ”)

1-2-3 PFIの対象施設

PFI法第2条では、PFIの対象となる事業を以下のように規定している。従来、公共部門が自ら整備・運営してきた公共施設等が概ね対象となっている。

以下の各施設（設備を含む）の建設、改修、維持管理もしくは運営、またはこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。

道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

庁舎、宿舍等の公用施設

公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設及び研究施設等

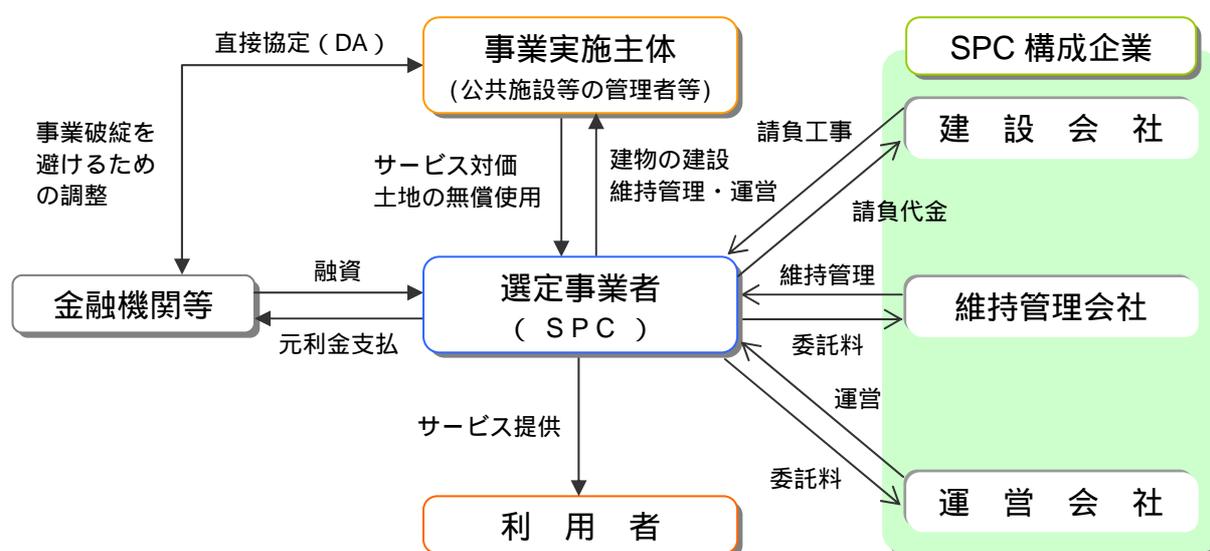
1-3 PFIの事業スキーム

1-3-1 事業スキーム・事業類型

(1) 事業スキーム

一般的な事業スキームは以下のとおりである(図表1-3-1)。

図表 1-3-1 PFIの一般的な事業スキーム



PFI 事業では、実際に業務を行う建設会社や維持管理会社等が事業実施主体(公共施設等の管理者等)の契約の相手方となるのではなく、これらの企業が出資して設立する SPC (Special Purpose Company: 特別目的会社) が契約の相手方となるのが一般的である。

これは、基本方針に示されているとおり、「事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない(独立主義)」という考え方によるものであり、SPC を設立することにより、SPC が実施する PFI 事業に対する出資企業の経営状況等の影響を減殺することが可能となり、PFI 事業を実施するうえで一般的な資金調達方法であ

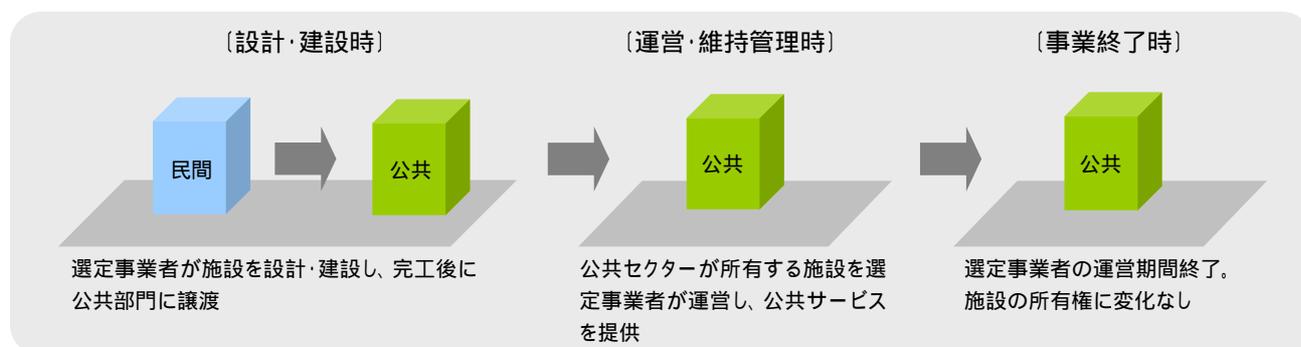
るプロジェクトファイナンスを行うことも容易となる。さらに、SPCの設立は、PFI事業以外のリスクを可能な限り回避したい公共側のニーズにも資することとなる。

(2) 所有形態別の類型

事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFIの施設の所有形態別の類型は、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式、O方式等に分類される。

BTO方式

BTO方式とは、「Build-Transfer-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。



BOT方式

BOT方式とは、「Build-Operate-Transfer方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式である。



BOO方式

BOO方式とは、「Build-Own-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行う点ではBOT方式と同じだが、事業期間終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する点が異なる。

RO方式

RO方式とは、「Rehabilitate-Operate」方式の略で、選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式である。

O方式

O方式とは、「Operate」方式の略で、選定事業者は、施設の設計・建設や保有は行わず、施設の維持管理及び運営のみを事業期間終了時まで行う事業方式である。

(3) 事業類型

PFIの事業類型には、サービス購入型、いわゆる独立採算型、混合型(サービス購入型といわゆる独立採算型をあわせた形態)がある。これらの事業類型は、官民の係わり方や選定事業者の収入の源泉等の違いに基づいて分類される。

サービス購入型

選定事業者は、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、公共部門は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価(サービス購入料)を支払う。選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型である。



いわゆる独立採算型

選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいう。この場合、公共部門からのサービス購入料の支払いは生じない。ただし、公共部門により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もある。したがって、厳密に言うとこれらの類型について独立採算型と呼称するのは適切でない。本レポートでは、このような観点から、このような類型を、「いわゆる独立採算型」と呼称することとする。



混合型

選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型をいう。いわば「サービス購入型」と「いわゆる独立採算型」の複合型である。VFM に関するガイドラインに示されている「いわゆるジョイント・ベンチャー型」と同義である。



1-4 我が国におけるPFI制度、支援措置等の概要

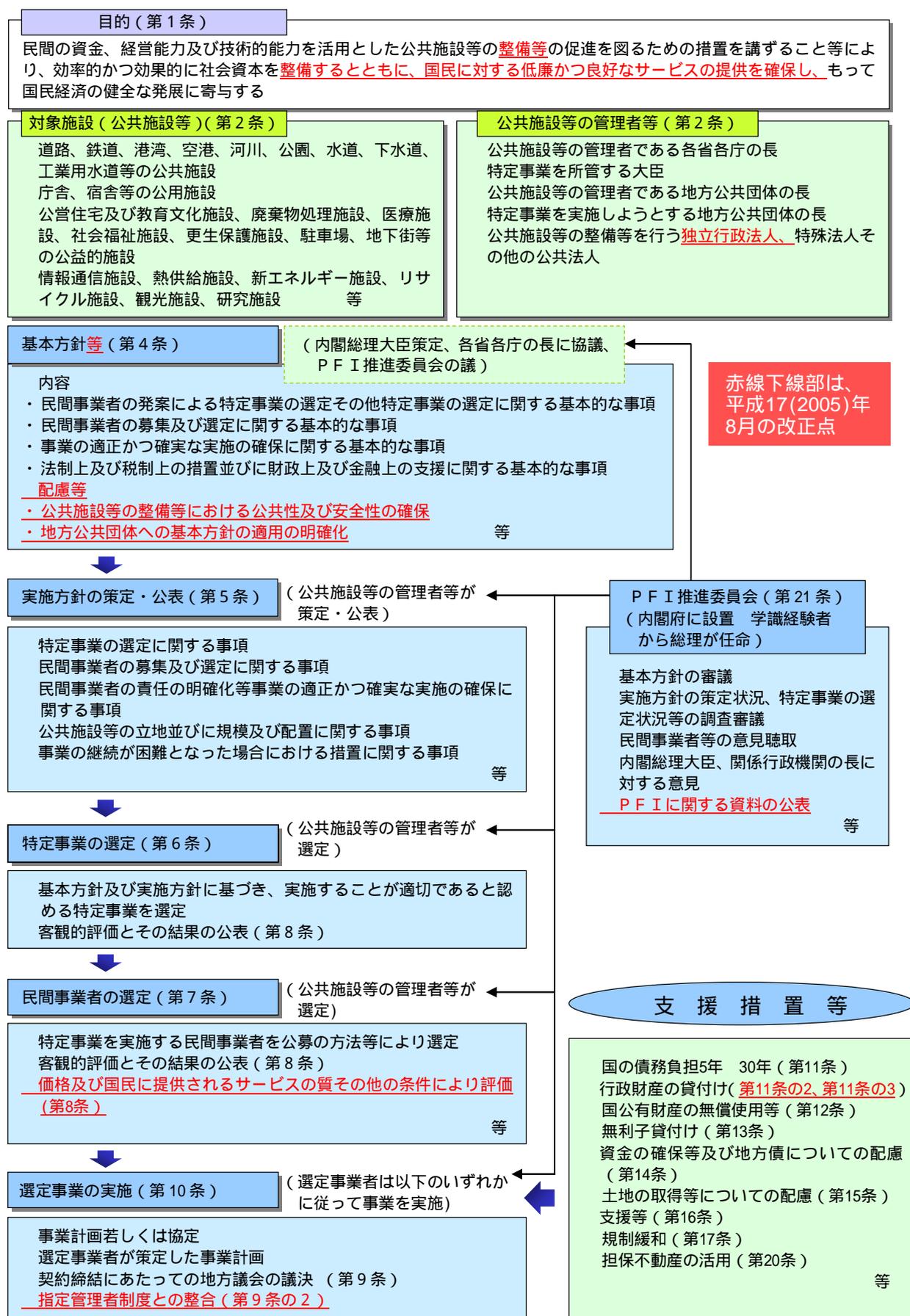
1-4-1 制度の枠組み

(1) PFI法の概要

PFI法は、PFIの促進を図ることを目的として平成11(1999)年7月30日に公布され、同年9月24日に施行された。その後、二度にわたる改正を経て今日に至っている。

PFI法には、PFIの基本理念や対象施設、事業実施主体(公共施設等の管理者等)をはじめ、基本方針、実施方針等、PFI事業の実施手続に関する事、国公有財産の貸付の特例措置・財政上及び金融上の支援に関する事、PFI推進委員会に関する事等が規定されている。なお、PFI法の具体的な概要は図表1-4-1のとおりである。

図表 | 1 - 4 - 1 PFI法の概要



(2) PFI法改正の概要

ア 平成13(2001)年12月の改正

緊急経済対策で中央官庁の庁舎等へのPFIの活用が位置づけられる中、平成13(2001)年12月に、PFI手法の一層の促進を図るため、PFI法の一部改正が行われた。具体的内容は次のとおりである。

第一は、事業実施主体(公共施設等の管理者等)の範囲の拡大である。

具体的には、第2条第3項に規定する「公共施設等の管理者等」に、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長を追加するものである。これにより国会や裁判所等についてもPFI事業を行うことが可能となり、現在、衆議院、参議院の議員会館の建て替えや裁判所の庁舎の整備等が行われている。

第二は、国有財産や公有財産の貸付に関する特例措置の創設である。

第一点は、PFI事業の実施のためには、たとえば、行政財産である土地において施設を民間所有としたままでPFI事業を実施する場合(BOT)のように、行政財産の安定的な利用が不可欠、または合理的な場合がある。このような場合において、これまで国有財産法又は地方自治法により私権の設定等が一般的に制限されている行政財産について、選定事業者に対し、PFI事業の用に供する範囲内において、その貸し付けを認めることとしたものである。

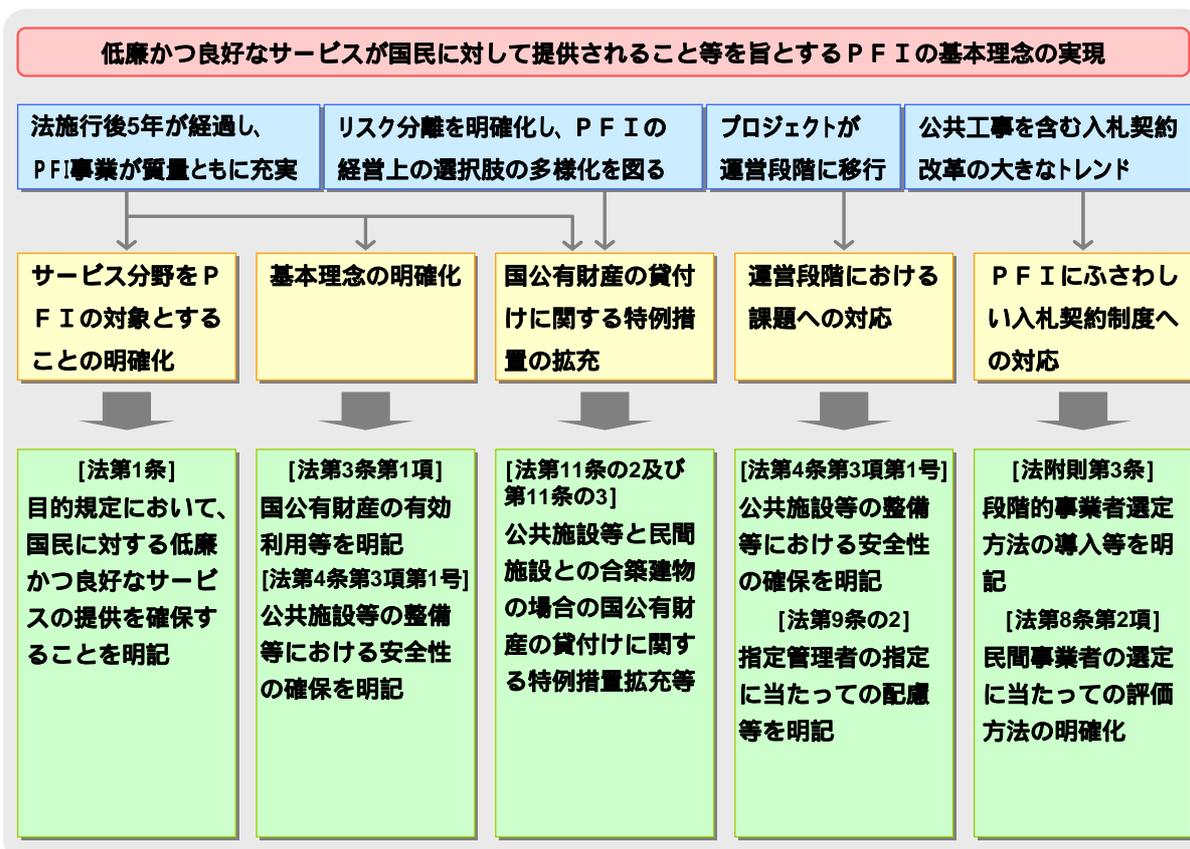
第二点は、土地の有効利用や民間事業者の事業機会の拡大等を図る観点から、PFI事業として実施する公共施設等と、PFI事業以外の他の事業として実施する民間収益施設等との複合施設として事業を行う場合(いわゆる合築)においても、行政財産である土地について、選定事業者に対しその貸し付けを認めることとしたものである。

これにより、いわゆる合築が可能となり、現在、中央合同庁舎第7号館の整備等が進められている。

イ 平成17(2005)年8月の改正

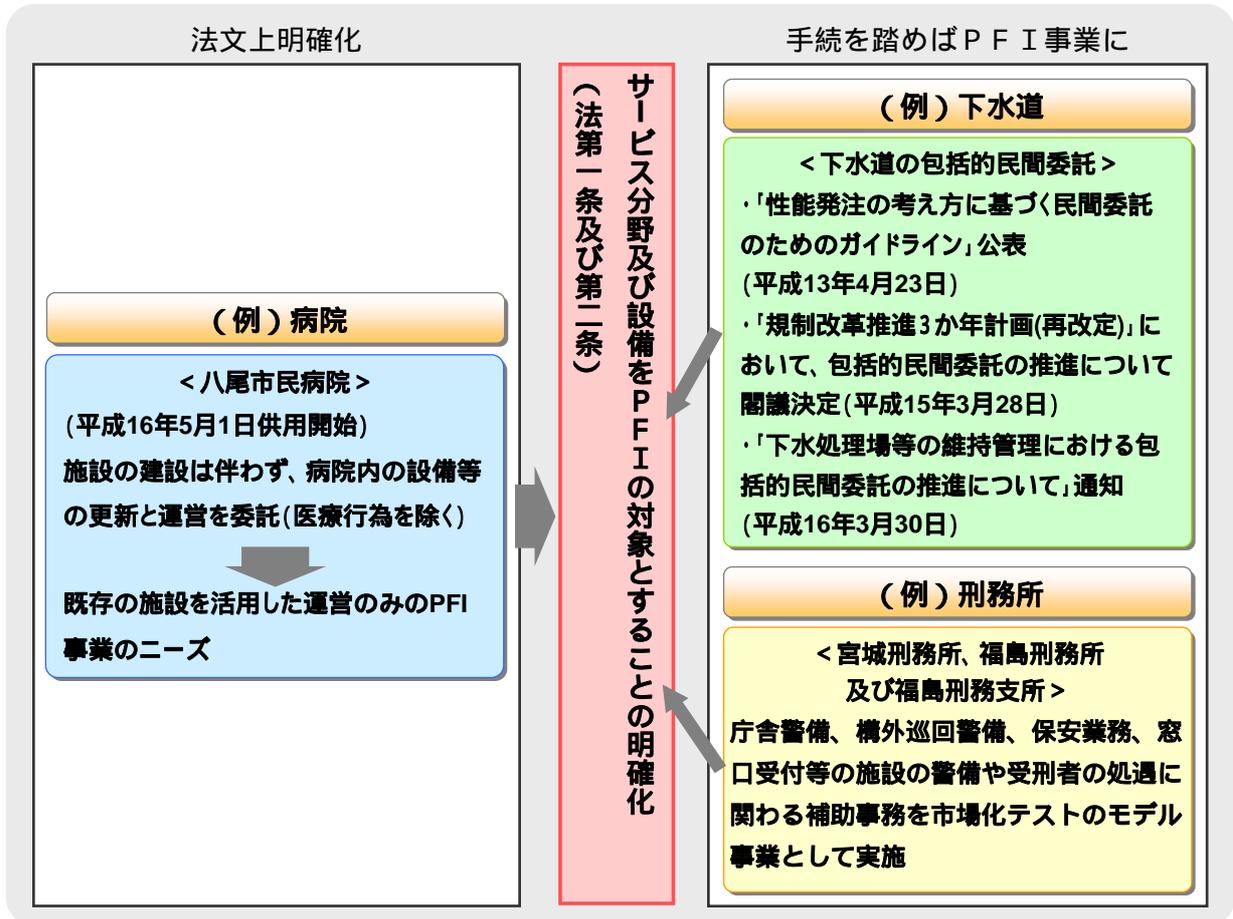
さらに、平成17(2005)年8月には、PFI法施行後5年間のPFI事業の実施状況を踏まえた改正が行われた。具体的には、PFI事業がサービス分野を対象とすることの明確化、基本理念等において国公有財産の有効利用等の観点の明確化、国公有財産や公有財産の貸付の特例措置の拡充、PFI事業者選定に当たっての評価方法の明確化等である。

法改正のポイントは以下のとおりであり、以下主要な点につき個別に触れることとする。



PFIがサービス分野を対象とすることの明確化（第1条関係）

従来よりPFIの対象にサービス分野が含まれるというのが法の趣旨であったが、今回の改正においてその趣旨を明確にするため、目的規定において、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記したものである。



基本理念等において国公有財産の有効利用等の観点を明確化（第3条第1項関係）

PFI事業として民間事業者にゆだねるに際しては、行政の効率化又は国公有財産の有効利用にも配慮することを明記している。

「基本方針」を定めるに当たっての特定事業の選定に係る配慮事項を追加（第4条第3項関係）

安全性を確保しつつ、国民に対するサービスの提供における行政の係わり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにすることを追加している。特に安全性の配慮については、PFI事業において配慮すべきことはPFI法に規定される否かにかかわらず当然のことであるが、PFI法改正の議論がなされていた時期に起こったJR西日本の事故等に鑑み、確認的に規定されたものである。

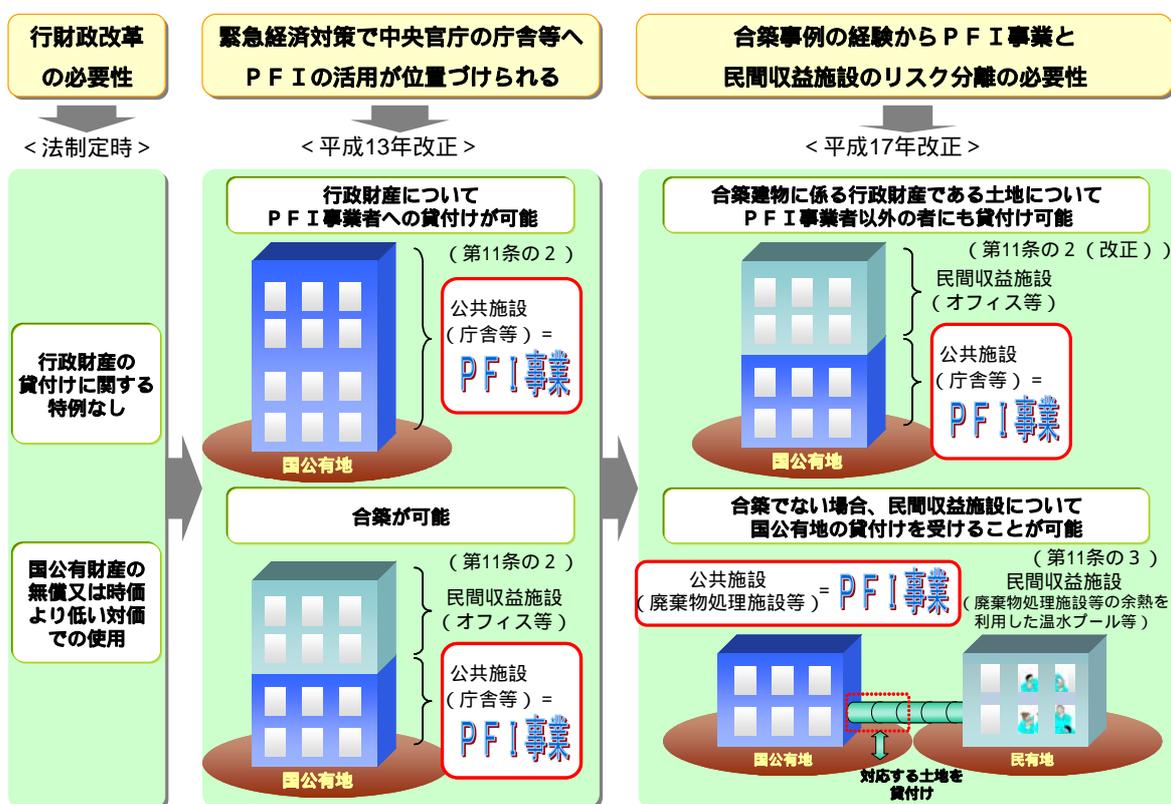
国公有財産（行政財産）の貸付けの拡充

公共施設等と民間施設との合築建物の場合（第11条の2関係）

平成13(2001)年の改正によりいわゆる合築についても行政財産の貸し付けが認められたところであるが、その後の合築の事例の経験等を踏まえ、PFI事業と民間収益施設に係わる事業とのリスクを分離する必要性から、例えば選定事業者との事業契約が解除された場合にも選定事業者から第三者に対する民間収益施設部分の譲渡等が円滑に進むよう、当該第三者に対しても行政財産の貸し付けが可能とすることとしたものである。

合築以外の形態による民間収益施設の併設の場合（第11条の3関係）

合築以外の形態による民間収益施設の併設に係わる場合、従来は、行政財産の貸し付けは不可能であったが、今回の改正で特定施設(法第2条第1項第3号及び第4号に掲げる施設(公営住宅を除く)並びに第5号の政令で定める施設のうち第3号及び第4号に掲げる施設に準ずるものとして政令で定める施設、具体的には、熱供給施設、新エネルギー施設等が該当する)の設置の事業でPFI事業の実施に資するもの(PFI法では、「特定民間事業」と命名している)についても、選定事業者及び選定事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付け可能(再譲渡の場合も同様)としたものである。なお、公営住宅が除かれているのは、公営住宅につき民間収益施設として整備されることは制度上ありえないからである。



民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化（第8条第2項関係）

事業実施主体（公共施設等の管理者等）は、民間事業者の選定を行うに当たっては、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。ことが新たに規定されたものである（1-4-3 事業者選定方式、22 ページ参照）。

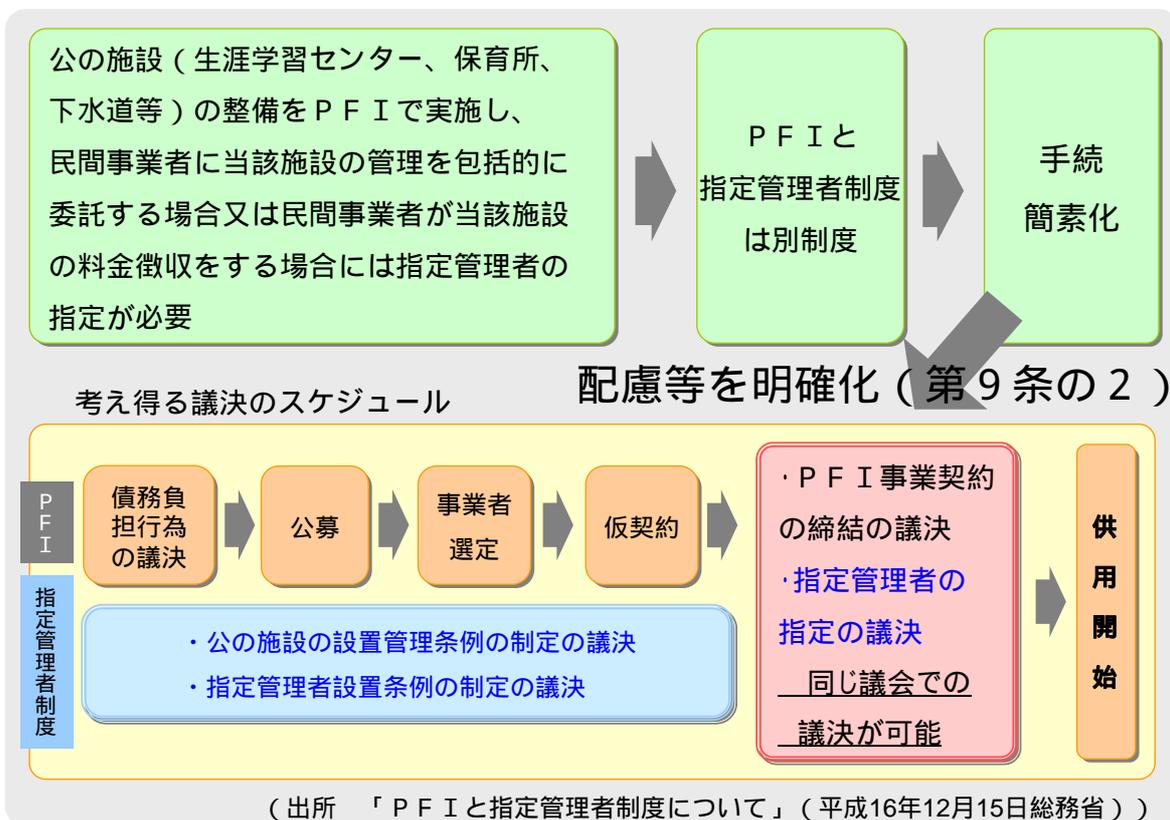
その他の主要事項

公共法人（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体へのPFI法適用の明確化等（第2条第3項関係、第4条第7項関係）

独立行政法人にも適用されること、また地方公共団体がPFI事業の円滑な実施のために必要な措置を講ずることを明記している。

PFI事業と指定管理者制度との整合（第9条の2関係）

地方自治法に基づいてPFI施設を指定管理者にゆだねる場合には、指定の期間等についてPFI事業の円滑な実施に配慮することを明記している。



PFIに関する資料の公表等（第21条第6項関係）

PFI推進委員会がPFIに関する資料の公表に関し必要な措置を実施することを明記している。

PFI法の少なくとも3年ごとの見直し（附則第2条関係）

PFI制度については、同制度の先進国である英国等においても、継続的な制度の見直し、検討が行われているところであり、我が国においても不断に見直し、必要な法的措置

を講ずることとしたものである。

段階的事業者選定方法の導入等の検討を明記（附則第3条関係）

段階的事業者選定方法の導入等の検討については第3章3-1-2(3)(106ページ)を参照されたい。

(3) 基本方針

平成11(1999)年9月のPFI法の施行を受け、内閣総理大臣が、各省各庁の長と協議するとともに、PFI推進委員会の議を経て、平成12(2000)年3月13日に総理府告示第11号として、PFIの理念とその実現のための方法を示す基本方針を策定した。基本方針は、PFI事業を進めるに当たっての基本的考え方や、その具体的な実現に当たっての留意事項が示されている。なお、基本方針は、国等が事業実施主体(公共施設等の管理者等)として行うPFI事業について主に定めているものであるが、今回の改正で地方公共団体は基本方針を勘案したうえで、必要な措置を講ずることが明記された。

(4) ガイドライン

PFI事業を実施する上での実務上の指針として、5つのガイドラインが示されている。それぞれのガイドラインにおいて、国がPFI事業を実施する場合、PFI法及び基本方針にのっとりた上で、ガイドラインに沿ってPFI事業を実施することが望ましいこと、また、ガイドラインは、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るものであることが明記されている。

ア 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13(2001)年1月)

PFI事業の発案から終了までのPFI事業の実施に関する一連の手続きについて、7つのステップに分けてその流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示したものである。

イ 「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」

(平成13(2001)年1月)

PFI事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示したものである。

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づくことに留意が必要であること等が記載されている。

ウ 「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」(平成13(2001)年7月)

特定事業の選定等に当たって行われるVFMの評価について解説したものである。

VFM評価の基本的な考え方等が示されているとともに、VFM評価における留意事項として、リスクの定量化、適切な調整、現在価値への換算、評価結果の公表等について記載されている。

エ 「契約に関するガイドライン」(平成15(2003)年6月)

事業契約の主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説したものである。

事業実施主体(公共施設等の管理者等)は、PFI事業に係る契約の安定性の確保の観点から、選定事業者、コンソーシアム構成企業等多数に及ぶPFI事業の関係者に与える影響にも配慮しつつ、継続的かつ安定的な公共サービスの提供等を実現するPFI事業契約の規定について検討する必要があるとしたうえで、施設の設計及び建設工事に係る事項、施設の維持・管理、運営に係る事項、「サービス対価」の支払等について記載されている。

オ 「モニタリングに関するガイドライン」(平成15(2003)年6月)

PFI事業においてモニタリング(監視)を検討するうえでの留意事項等を示したものである。

モニタリングの基本的考え方、実施方法、適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法、モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方等が記載されている。

1-4-2 支援措置等

(1) 税制

税制上の特例措置としては、個別の事業を所掌している省庁により逐次分野別の特例措置が拡充されてきている。具体的には、港湾公共荷さばき施設等(コンテナ荷さばき施設)、一般廃棄物処理施設、国立大学の校舎について、固定資産税、不動産取得税、都市計画税の課税標準を二分の一とする特例措置が講じられている。さらに、平成17(2005)年度の税制改正でア priori に分野を特定せず、BOTプロジェクトであり、公共代替性が強く民間競合のおそれのないもの等一定の要件を満たすものについて、分野別特例措置と同等の税制上の特例措置が認められた。

分野横断的な特例措置(内閣府)

・公共代替性が強く、民間競合のおそれのないもの。なお、平成17(2005)年6月の関係省庁連絡会議申し合せでは、具体的例として以下のものを挙げている。

公立学校(小・中学校)、高等学校(都道府県立)、給食センター、公民館、産業廃棄物処理施設、上水道施設、卸売市場、漁港施設、地方競馬場、都市公園、自然公園、下水道施設、下水道汚泥広域処理施設、警察施設、消防施設、行刑施設、国の機関の事務庁舎 等

分野別の特例措置(国土交通省、環境省、文部科学省)

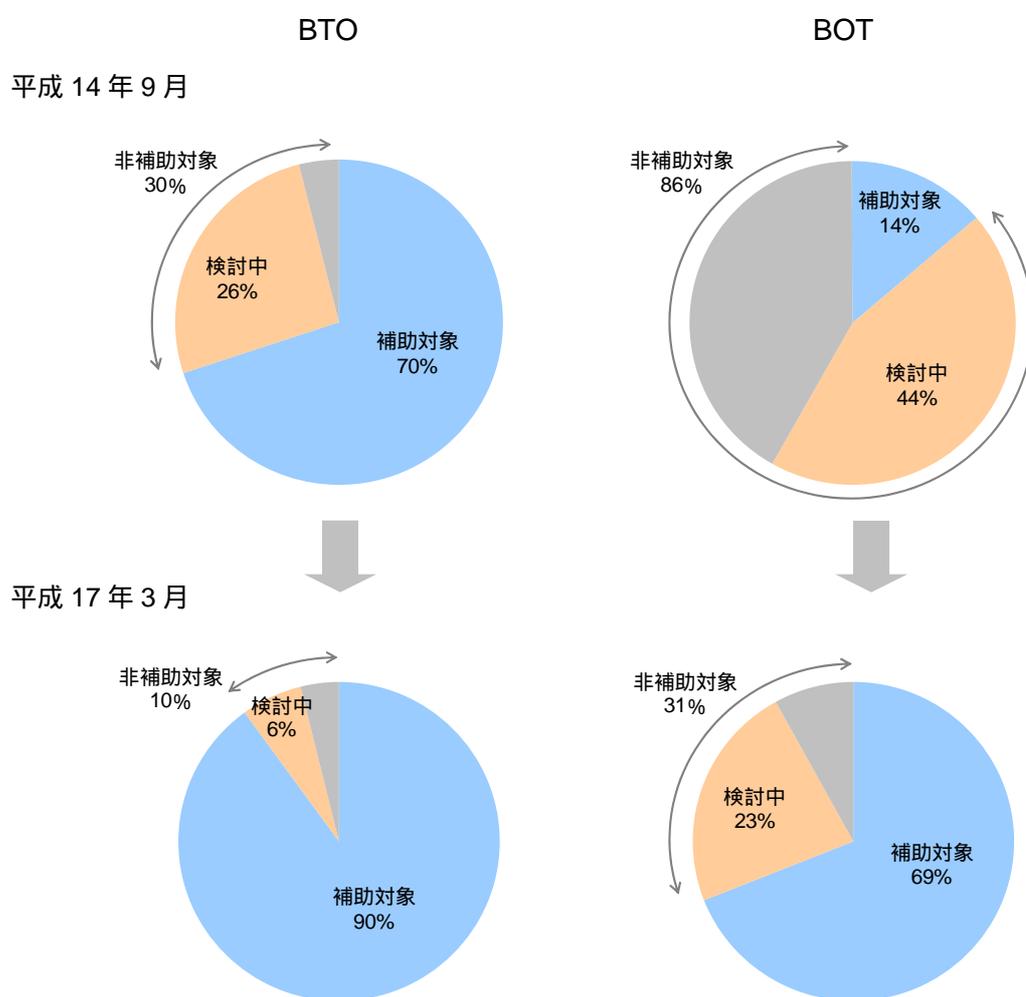
・港湾公共荷さばき施設等(コンテナ荷さばき施設)(国土交通省)

・一般廃棄物処理施設(環境省) ・国立大学法人の校舎(文部科学省)

(2) 補助制度

補助金の適用関係については、国庫補助金等が交付される事業について PFI 事業として行う場合、従来方式では交付されていた国庫補助金等が交付されないと PFI 事業として行うメリットが減殺される可能性がある。このように、従来方式すなわち通常の公共事業として実施した場合と、PFI 事業として行った場合とのイコールフットینگが課題であったが、関係省庁により補助要綱等の改正が逐次なされており、平成 17(2005)年 3 月現在で、BTO については 90%が、BOT については 69%について、イコールフットینگが実現している(図表 1-4-2)。

図表 | 1-4-2 補助金のイコールフットینگ



(3) その他の支援措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることがPFI事業の円滑な実施に資することに鑑み、NTT-C(民活型)、港湾特別会計、民間都市開発推進機構による無利子融資措置(ただし、NTT-C(民活型)及び民間都市開発推進機構によるものについては平成17(2005)年度限りで廃止)や、日本政策投資銀行を通じた低利融資制度等が措置されている。

1-4-3 事業者選定方式

PFI法では、「公共施設等の管理者等は、特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。」(第7条第1項)と規定されており、公募を原則としている。また、同法第4条第3項第2号において、基本方針で配慮して定めるべき事項として「民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。」と規定されており、基本方針「二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」で、具体的な留意事項が示されているところである。

また、平成17(2005)年の改正により新たに設けられた第8条第2項により、「公共施設等の管理者等は、前条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。」と規定されたところであり、民間事業者の選定にあたっては、原則として価格その他の条件による評価とすることが明確に位置づけられた。

(1) 総合評価一般競争入札方式

上記のとおり、今回の改正により、民間事業者の選定にあたっては、原則として価格その他の条件による評価とすることが明確に位置づけられた。

したがって、国の事業の場合、会計法第29条の6第2項、予算決算及び会計令第91条第2項が適用となる、いわゆる総合評価一般競争入札が原則となる。

総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件(維持管理・運営のサービス水準、技術力等)を総合的に勘案し、落札者を決定する方式であり、落札者を決定するための評価値の算定方法としては、価格以外の要素による得点と価格要素による得点を加算する「加算方式」と、価格以外の要素による得点を価格で除算する「除算方式」が挙げられる。

国の事業の場合、予算決算及び会計令第91条第2項により、各省各庁の長が個別案件ごとに財務大臣と協議することとされているが、除算方式であれば個別協議は不要となっている。

一方、地方公共団体の事業については、地方自治法の規定が適用となるが、自治事務次

官通知(自治画第67号平成12年3月29日)でも、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札の活用を図ることと通知されている。

地方公共団体については、後ほど触れるとおり、同通知にも示されているが、随意契約に係わる地方自治法の規定の解釈について最高裁判決がでていることもあり、国とは異なる運用がなされている。

また、WTO 政府調達協定が適用となる事業については、同調達協定等により原則として一般競争入札で行うべきこととされていることから、総合評価一般競争入札で行われるのが一般である。このような事情から政府調達協定が適用となる国、都道府県、政令指定都市の事業は総合評価一般競争入札で行われている比率が高い(第2章 2-1-2(4)事業者選定方式、59ページ 参照)。

(2) 公募型プロポーザル方式(随意契約)

民間事業者の選定方式は、(1)にあるように一般競争入札方式によることが原則であるが、会計法令、地方自治法に規定する随意契約方式によることができる要件を充足する場合については、随意契約方式によることが可能である。地方公共団体の事業の場合、随意契約方式による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要するが、自治事務次官通知(自治画第67号平成12年3月29日)において、同条同項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、「普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれにあたる」と解されているところであり(昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照)、PFI契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものであることとされている。なお、随意契約による場合でも、競争性の担保が必要であり、一般競争入札方式と同様に客観的な評価基準を設定することや、公共サービスの水準等についてやむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保することが必要とされている(PFI事業実施プロセスに関するガイドライン参照)。

このような背景のもと、地方公共団体においては、公募により提案(プロポーザル)をつのり、優先交渉権者を選定し、当該者と随意契約により契約を締結するいわゆる公募型プロポーザル方式が、広く採用されている。

Column-3 WTO 政府調達協定について

WTO 政府調達協定(The Agreement on Government Procurement: 略称 GPA)は、WTO を設立するために平成 6(1994)年にマラケッシュで署名された協定のうちの一つであり、平成 8(1996)年 1 月に発効し、現在、先進国を中心とする 38 カ国・地域(米、EC 及び 25 加盟国、カナダ、日本、韓国、スイス、香港等)が加盟している。

WTO 政府調達協定の特徴は、

- (1) 従来のガット政府調達協定が対象としていた物品の調達に加えて、サービス分野(建設サービス(建設工事は WTO 協定上、建設サービスとして位置づけられている。)、設計・コンサルティング業務、広告、コンピュータ処理、印刷等が含まれる)が対象とされていること
- (2) 国の機関に加えて、都道府県、政令指定都市、特殊法人、独立行政法人等が対象となっていること等である。

協定の付属書において、協定の対象となる機関、サービス等の種類、基準額(協定の対象となる最低価格)等が定められており、平成 18(2006)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 3 月 31 日までに適用される同基準額の邦貨換算額は以下のとおりである(平成 18(2006)年 1 月 23 日に総務省及び財務省から告示されている)。

WTO 政府調達協定基準額の邦貨換算額

区 分		中央政府	地方公共団体	政府関係機関	
物 品		10 万 SDR ¹ 1,600 万円 (1,600 万円)	20 万 SDR 3,200 万円 (3,200 万円)	10 万 SDR ¹ (1,600 万円)	
サ ー ビ ス	建設サービス	450 万 SDR 7 億 2,000 万円 (7 億 3,000 万円)	1,500 万円 SDR 24 億 1,000 万円 (24 億 3,000 万円)	A 群 ² 1,500 万 SDR (24億3,000万円)	B 群 ² 450 万 SDR (7億3,000万円)
	設計・コンサルティング	45 万 SDR 7,200 万円 (7,300 万円)	150 万 SDR 2 億 4,000 万円 (2 億 4,000 万円)	45 万 SDR (7,300 万円)	
	その他のサービス	10 万 SDR ¹ 1,600 万円 (1,600 万円)	20 万 SDR 3,200 万円 (3,200 万円)	10 万 SDR ¹ (1,600 万円)	

(注) 下段()書きは、平成 16(2004)年 4 月 1 日から平成 18(2006)年 3 月 31 日までの間に適用される邦貨換算額である。

- (1) 国及び政府関係機関における物品及びその他のサービスの調達の基準額は、協定上は 13 万 SDR であるが、自主的措置として 10 万 SDR に引き下げられている。
- (2) A 群: 公団等の特殊法人及びこれらが民営化された機関
B 群: 土研、建研など主として省庁再編で国から独立行政法人化された機関(日本郵政公社を含む)

< 邦貨換算額の計算方法 >

- 1 SDR 建ての基準額を各国通貨に換算する方法は、1996 年 2 月 27 日に政府調達委員会で決定されている。各国とも 2 年ごとの改定で、改定時の数ヵ月前の時点から過去 2 年間の SDR 換算レートの平均を自国の SDR 建ての基準額にかけて求める(端数切り捨て)。
- 2 我が国の場合、改定時の年度開始前の 2 年間(暦年)の円 / SDR 換算レートの平均を用いて算定することとされている。
- 3 算定基礎となる具体の通貨換算レートは、財務省及び総務省では IMF から月平均の数値の提供を受けて算定しているとのこと。

我が国では、本協定の交渉が妥結した平成6(1994)年1月、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を自主的措置として閣議了解しており、同行動計画に基づき、国の機関が協定対象の建設サービス(建設工事)を調達する際には原則として一般競争入札によることとしている。なお、都道府県及び政令指定都市については、同行動計画に準じた措置を採るよう勧奨の対象となっている。

PFI契約は公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、政府調達協定対象の役務と対象外双方を包含する混合的な契約となりうるが、政府調達協定の適用については、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係わる調達として扱うこととしており、当該契約全体の予定価格が基準額を超えている場合には、政府調達協定が適用となる(自治事務次官通知(自治画第67号平成12年3月29日)第5を参照。)。

1-4-4 国等、地方公共団体の推進体制

国は、関係省庁間における連絡・調整を十分に行うとともに、地方公共団体等との連携を深め、PFIに関する普及・啓蒙活動を積極的に展開する等の具体的な支援を実施している。

内閣府は、PFIの促進に関するものの企画及び立案並びに総合調整に関すること等を行うため、PFI推進室を設置している。また、その他の関係省庁では、公共施設等の管理者等として自らPFI事業の実施を行う一方、関連する地方公共団体等のPFI事業実施においても助言等を行っている。

(1) PFI推進委員会

PFI推進委員会は、PFI法第21条に基づき内閣府に設置された組織であり、PFI事業の実施状況等について調査審議し、必要に応じ内閣総理大臣または国の行政機関の長に意見を述べるができるものとされている。具体的には、国のPFI事業の促進及び総合調整、国民のPFI事業に対する理解の促進、PFI事業に係わる関係者の便宜のための情報提供、国のPFI事業の総合調整を図る観点からの当該機関に対し適切な助言等の役割を担うものと基本方針に規定されている。

(2) 関係省庁連絡会議

関係省庁連絡会議は、PFI法の制定を踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等のより効果的な実施と関係省庁間の円滑な連携を図るため、平成11(1999)年に設置されたものであり、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級職員で構成されている。

また、関係省庁連絡会議のもとに同幹事会が置かれている。同幹事会は、関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者(課長級職員)が充てられている幹事により構成されている。

(3) 各省庁の窓口一覧

下記のように各省庁が窓口を設けている。

各省庁	TEL	FAX
内閣府民間資金等活用事業推進室	03-3581-9680	03-3581-9682
公正取引委員会事務総局官房総務課	03-3581-3574	03-3581-1963
警察庁長官官房会計課	03-3581-0141 (代)	03-3581-0633
防衛庁防衛政策局防衛施設課	03-3265-3111 (代)	03-5229-2132
金融庁総務企画局総務課管理室	03-3506-6280	03-3506-6144
総務省自治行政局地域振興課	03-5253-5533	03-5253-5537
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	03-3592-7007	03-3592-7009
外務省大臣官房在外公館課	03-3580-3311 (代)	03-5501-8122
財務省理財局国有財産企画課	03-3581-8790	03-5251-2130
文部科学省大臣官房政策課	03-5253-4111 (代)	03-6734-3650
厚生労働省社会保障担当参事官室	03-3595-2159	03-3595-2158
農林水産省大臣官房企画評価課	03-3502-8111 (代)	03-3592-7695
経済産業省経済産業政策局産業施設課	03-3501-1677	03-3501-6270
国土交通省総合政策局政策課 国土交通省 PFI 相談窓口	03-5253-8111 (代)	03-5253-1548
環境省大臣官房政策評価広報課	03-5251-8326	03-3591-5939

(4) 地方公共団体の推進体制

PFI 事業を実施している地方公共団体には、各庁内で独自の推進体制を整えているものあり、また、地方公共団体によっては、PFI 推進における独自の基本方針やマニュアルを策定しているものもある。

都道府県	担当部局	TEL	FAX
北海道	企画振興部地域振興・計画局計画室	011-204-5133	011-232-8924
青森県	総務部行政経営推進室	017-734-9107	017-734-8032
岩手県	総合政策室経営評価課（行政経営）	019-629-5186	019-629-5189
	地域振興部市町村課	019-651-3111(5225)	019-629-5244
宮城県	企画部企画総務課	022-211-2414	022-211-2499
秋田県	知事公室総務課	018-860-1041	018-860-1056
山形県	総務部政策企画課	023-630-3137	023-624-2775
	総務部市町村課	023-630-2918	023-630-2130
福島県	企画調整部地域政策グループ	024-521-7119	024-521-7912
	総務部市町村領域市町村財政グループ	024-521-7059	024-521-7904
茨城県	総務部行財政改革・地方分権推進室	029-301-2211	029-301-2219
	総務部市町村課	029-301-2453	029-301-2489
栃木県	総務部行政改革推進室	028-623-2225	028-623-2228
	総務部市町村課	028-623-2113	028-623-3924
群馬県	総務局総務課行政改革評価観察室 行政改革グループ	027-226-2027	027-221-2209
	総務局市町村課	027-226-2210	027-243-2205
埼玉県	総合政策部改革推進室	048-830-2145	048-830-4712
	総合政策部市町村課	048-830-2670	048-830-4739
千葉県	総合企画部企画調整課	043-223-2426	043-225-4467
東京都	財務局経理部総務課	03-5388-2618	03-5388-1275
神奈川県	総務部財産管理課財産企画班	045-210-2518	045-210-8811
	企画部市町村課	045-210-3166	045-210-8822
新潟県	知事政策局新行政推進室	025-280-5079	025-280-5075
富山県	知事政策室	076-444-9608	076-444-3473
石川県	総務部行政経営課	076-225-1246	076-225-1244
福井県	総務部財産活用課	0776-20-0251	0776-20-0628
山梨県	企画部新行政システム課	055-223-1738	055-223-1776
	総務部市町村課	055-223-1423	055-223-1428
長野県	総務部行政改革推進課	026-235-7028	026-235-7030
岐阜県	建設政策課	058-272-1111 (3646)	058-271-7680
静岡県	総務部財務総室財産管理室	054-221-2123	054-221-2854
愛知県	総務部総務課行政経営企画グループ	052-954-6077	052-954-6901
三重県	総務部経営総務室	059-224-2159	059-224-2125
	政策部市町行財政室	059-224-2171	059-224-2219

都道府県	担当部局	TEL	FAX
滋賀県	政策調整部企画調整課	077-528-3310	077-528-4830
京都府	出納管理局資産活用プロジェクト	075-414-5433	075-414-5424
大阪府	政策企画部企画室	06-6941-0351 (4415)	06-6944-6619
	総務部市町村課	06-6941-0351	06-6944-6099
兵庫県	企画管理部企画調整局新行政課	078-362-9009	078-362-9478
	企画管理部企画調整局市町振興課	078-362-3096	078-362-3907
奈良県	総務部行政経営課	0742-22-8358	0742-26-0457
和歌山県	企画部計画局企画総務課	073-441-2334	073-422-1812
	総務部総務管理局市町村課	073-441-2191	073-423-2427
鳥取県	企画部企画振興課	0857-26-7171	0857-26-7127
島根県	政策企画局政策企画監室	0852-22-6063	0852-22-6034
岡山県	総務部行政改革推進室	086-226-7216	086-224-6643
	企画振興部市町村課	086-226-7274	086-221-5394
広島県	総務企画部政策企画局	082-227-2562	082-212-4025
山口県	総合政策局政策企画課	083-933-2516	083-933-2088
	地域振興部地域政策課	083-933-2546	083-933-2539
徳島県	企画総務部総合政策局	088-621-2116	088-621-2830
香川県	政策部政策課	087-832-3125	087-862-7314
	政策部自治振興課	087-832-3100	087-831-4358
愛媛県	総務部新行政推進局行政システム改革課	089-912-2238	089-932-2750
高知県	企画振興部企画調整課	088-823-9334	088-823-9255
福岡県	企画振興部企画調整課	092-643-3159	092-643-3160
	総務部地方課	092-643-3075	092-643-3078
佐賀県	農林水産商工本部企画・経営グループ	0952-25-7251	0952-25-7270
長崎県	政策企画部 政策企画課	095-895-2034	095-895-2540
熊本県	総合政策局企画課	096-383-1111 (3622)	096-382-4066
大分県	企画振興部企画調整課	097-506-2031	097-506-1722
	総務部地方行政局	097-506-2415	097-506-1720
宮崎県	総合政策本部総合政策課	0985-26-7032	0985-26-7331
鹿児島県	企画部企画課	099-286-2343	099-286-5525
	総務部市町村課	099-286-2225	099-286-5517
沖縄県	企画部企画調整課	098-866-2026	098-866-2351

第1章のまとめ

1 - 1 PFI導入の経緯

PFIは、英国において新しい公共調達的手法として誕生し、その後の行財政改革に重要な役割を果たしてきた。我が国では、平成11(1999)年のPFI法の施行を契機に、その導入が開始された。

1 - 2 PFIの基本的考え方

PFIの目的・効果として、国民に対する良好かつ低廉なサービスの提供、公共サービスの提供における行政の係わり方の改革、民間の事業機会の創出等による経済構造改革の推進が挙げられる。

PFIの主要な特色として、一括発注(包括発注)、長期契約、性能発注が行われること、PFIの導入に当たっては、「VFM(Value for Money):一定の支払いに対し、最も高い価値のサービスを提供する」という考え方が重視されること、官民間で適切なリスク分担が行われること等が挙げられる。

1 - 3 PFIの事業スキーム

PFIの事業スキームの大きな特徴は、実際に事業を行う建設会社等が事業実施主体(公共施設等の管理者等)の契約の相手方になるのではなく、これらの企業が出資して設立するSPCが契約の相手方となることである。これは、基本方針に示された「独立主義」という考え方によるものであり、これによりPFI事業に対する出資企業の経営状況等の影響を減殺することが可能となり、プロジェクトファイナンスを行うことが容易になるほか、PFI事業以外のリスクを回避したい公共側のニーズにも資することとなる。

PFIを円滑に実施するために、固定資産税、都市計画税、不動産取引税の特例措置が拡充されてきた。また、国庫補助金についても、従来方式とPFIの条件を同一とするために交付要綱等の見直しが行われている。

PFI事業における民間事業者選定にあたっては、価格だけではなく国民に提供されるサービスの質その他の条件も判断の対象とする総合的な評価方式を行うのが原則とPFI法に規定されており、「総合評価一般競争入札方式」、又は「公募型プロポーザル方式」と呼ばれる2つの事業者選定方式が用いられている。

1 - 4 我が国におけるPFI推進体制・制度等の概要

PFIの一層の促進を図るため、PFI法の改正や基本方針の策定、さらには、PFI事業実施における実務上の指針として5つのガイドライン策定等が行われてきた。

内閣府をはじめとする我が国の各府省等では、事業実施主体(公共施設等の管理者等)として自らPFI事業の実施を行う一方、関連する地方公共団体等のPFI事業実施においても助言等を行っている。

地方公共団体の中には、各庁内で独自の推進体制を整えているものもあり、また、PFI推進における独自の基本方針やマニュアルを策定してPFI導入の推進を行っているものもある。